

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

教科「水産」における教育の組み立てと指導法

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2009-05-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大沼, 昭彦, 中野, 浩, 川下, 新次郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/345

[資料]

教科「水産」における教育の組み立てと指導法

大沼 昭彦^{*1}・中野 浩^{*2}・川下 新次郎^{*3}

(Accepted November 21, 2008)

The Construction and Methodology in the Fisheries Education

Akihiko OHNUMA^{*1}, Hiroshi NAKANO^{*2} and Shinjiro KAWASHITA^{*3}

Abstract: The research of educational sciences has little knowledge in high school education of fisheries. The Tokyo university of marine science and technology, however, conducts the methodology for teaching fisheries science. The subject has been taught by former principals of the fisheries high schools. Akihiko Ohnuma, one of this paper's authors, was also a principal who had a long career in fisheries education.

We aim at presenting the documents for his lecture as the corpus that could make a contribution to the progress of the science of education.

Key words: Fisheries high school, Methodology for teaching fisheries science, Life guidance, Safe guidance

目次

- I はじめに
- II 高等学校教育の組み立て
- III 水産高等学校の教育計画
- IV 水産高等学校における生活指導
- V 水産高等学校における安全指導
- VI おわりに

I はじめに

教科「水産」を担う教員すなわち広い意味で水産高等学校の水産科専門教員を志望する「水産科教育法」履修者の多くは、高校水産教育を経験してきているわけではない。水産学専門の教育経験は、大学レベルの高等教育がはじめてとなる。その大学教育も東京海洋大学の創設とともに水産学教育から「海洋科学」教育に転換してしまった。多くの水産高校が校名から「水産」をはずし、そのうちの少なくとも高校が「海洋教育」を標榜し始めている。大学も高校も「水産」と「海洋」を混同して扱い始めているようだ。

現在改訂が進められている新「高等学校学習指導要領」では、従来の科目「水産生物」が「海洋生物」に、「水産基礎」

が「水産海洋基礎」に改称を予定しているなど、教科「水産」における海洋教育の色合いがますます強まっている。しかしながら、「水産」としてどのような専門教育が水産高校でなされてきたのかを解説してくれている具体的研究が欠けている。研究土台となる資料すら不十分なのだ。それを補えるのが、本稿の著者の一人である大沼昭彦が東京海洋大学海洋科学部開講「水産科教育法Ⅰ・Ⅱ」で実践してきた講義内容にある。東京水産大学時代以来、東京海洋大学における高等学校水産科教員の養成の要となる講義「水産科教育法」には、水産高校校長職経験者が携わってきた。それゆえに教員養成系大学における教科教育法のような授業方法論中心の講義とは異なり、学校経営的なまなざしもその講義内容に含まれてきたといえるだろう。水産高校校長職という経験が、数多くの実情を基に高校水産教育の実相を学生たちに伝えてくれているのだ。しかも大沼をはじめ、東京水産大学時代以来の水産科教育法担当教官の多くは、全国水産高等学校校長協会の理事職を務めてきた。それだけにこれら教官の多くは、自らの体験に留まった経験を開陳していたわけではない。自己の経験を他者の経験と練り合わせ、日本の高校水産教育全体を視野に入れた教育活動を実践してきているのである。とくに大沼は、高校水産教

*1 Tokyo University of Marine Science and Technology, 4-5-7 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8477, Japan
(東京海洋大学非常勤講師 教職課程 水産科教育法)

*2 Doctor's degree, Graduate School of Educational Sciences, The University of Tokyo, 7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-8654, Japan
(東京大学大学院教育学研究科博士課程)

*3 Department of Marine Policy and Culture Faculty of Marine Science, Tokyo University of Marine Science and Technology, 4-5-7 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8477, Japan
(東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科)

育が海洋教育化されていく過渡期に、最後の水産高校校長職経験者として「水産科教育法」を担っているの、その講義には教科「水産」の実相が収斂されていると考えられよう。水産科教育法と銘打つ先行研究には山本正(1959)と勝木茂(1998)がある。前者は戦後新制高校期の水産教育像を語り、後者は「学習指導要領」の変遷について触れるものであるため、今日の具体的な水産教育を汲み取るには不十分である。本稿には、これを補う資料的意味もある。

多くの海洋高校が生まれてきている現在、どのように教科「水産」を指導するかということだけでなく、そもそも水産高校とはなにかという哲学的な問いも誕生してくる。そのなにかに迫るために、本稿では大沼昭彦の実践した「水産科教育法」の講義用資料をⅡ～Ⅴ章において再構築し、高校水産教育を教育学的に議論するための基礎となる土台をここに提供したい。

Ⅱ 高等学校教育の組み立て

Ⅱ-1 高等学校教育の法的位置付け

高等学校教育は、先ず第一に、中学校における教育を終えた子供達の学習意欲や、親の子供に対する学校教育における成長への期待に応える形で、学校組織及び教育のプロとしての教師の下で実施されている。

また、社会や国家を構成する社会的常識や一定水準の素養をもった国民や市民を育成し、より良き国家の発展を図るために、国や地方自治体における教育行政の中で教育への財政的な措置が講じられている。

高等学校教育については、その目的及び目標が学校教育法に示され、高等学校教育の内容については、学習指導要領に示されている。

学校教育法によれば、以下のように記されている。

第4章 高等学校

第41条【高等学校の目的】

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第42条【高等学校教育の目標】

高等学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 中学校における教育の成果を更に発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。
- 三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

当然ながら、法規は理念であって必ずしも現実に対応するものではない。けれども法治国家とは、現行法規の理念を絶えず追求することにこそ、存在意義があるのだ。法に欠くところがあれば、それを改訂してゆくのも法治国家の使命ではある。だが今ある法規の理念を追求した先にある改訂でなければなるまい。

第41条は、新制高等学校創設以来模索されてきた事項だ。高等学校で行う普通教育と専門教育とのバランスをどうするか、この点をじゅうぶん議論しないまま今日まで至ってしまった。高校水産教育もその議論を経てきたとはいいたい。けれども、「水産」というひとつの科学技術の領域を大学に留めることなく、高校教育として発展させてきたことは間違いなく誇りにできることである。

しかも第42条の高等学校教育の目標を鑑みると、この目標を果たすため水産高校の教員は奮闘してきたし、多くの生徒たちもその期待に応えてきてくれた。目標は100%果たせなくても良い。その目標にどれだけ、なにをして近づいたかそのことが自ら理解できるかどうか重要なのではなからうか。

Ⅱ-2 高等学校教育の目的と目標

高等学校では、義務教育である中学校で学んだことを土台にして一般的な普通教科・科目、あるいは専門高校においてはその専門高校独特の専門教科・科目の教育を施しているが、これは高等学校卒業後の就職や進学などの進路に適切に対応できるよう子供たちを育て、自立への橋渡しをすることが目的である。

各学校では、教育の目的を達成するために、教育目標・教育方針・教育課程を定めている。また、教育の実施に必要な施設・設備の充実、教職員の配置及び予算の執行がなされている。

各高等学校教育の目標は、一般的には学校要覧や学校経営方針等に示されている。

その目標は、学校教育法第42条に示された3つの目標に基づいて示されている。

目標の1 「国家や社会の発展に力になり発展を支えることの出来る国民や市民として必要な資質を養う」

学校の教育目標では、「公民的社会資質の向上」等の表現で示されている。

目標の2 「個性に応じ、進路を決定させ、一般的教養を高め、専門的な技能に習熟させる」

学校の教育目標では、「個人的資質の発達や職業的資質の錬磨」等の表現で示されている。

目標の3 「社会について、深遠な理解と健全な批判力を養い、個性を確立させる」

学校目標では、目標の1に含まれていたり、教育方針の中に具体的に示されていることが多い。

II-3 2000年度「高等学校学習指導要領」に示された高等学校教育のねらい

2000年度に改訂された高等学校学習指導要領は、完全学校週5日制の下で、各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、豊かな人間性や基礎・基本を身につけさせ、個性を生かし、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を養うことを基本的なねらいとしている。いわゆる「ゆとり教育批判」の多くは、学力低下論を前面に出し、この学習指導要領下の教育実践の実相を無視してしまった。つまり、なにをゆとり教育として行い得たのかといった議論を教育現場に起こさせず、ただいたずらにその批判によって現場に混乱をもたらした感は否めない。そもそもこの学習指導要領下でなにが行い得たのか確認しておきたい。

この基本的なねらいを達成するために立てられた改訂の基本方針は、

① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること

各教科・科目、特別活動、総合的学習の時間のそれぞれの特質に応じて、

- ・異文化を理解し尊重する態度の育成
- ・ボランティア活動や就業体験等を通じた勤労の貴さや社会奉仕の精神の涵養
- ・社会生活における役割や自己責任の育成などを重視している。

② 自ら学び、自ら考える力を育成すること

従来多くの知識を教え込むことになりがちであった教育を自ら学び自ら考える力を育成することを重視する教育へと転換した。

- ・「総合的な学習の時間」の創設
- ・体験的、問題解決的な学習の充実
- ・自らの意見や考えを持ち、論理的に表現したり、相手の立場を尊重して討論したりするなど、思考力、判断力、表現力の育成

③ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること

完全学校週5日制の円滑な実施や生涯学習の考え方を進め、ゆとりのある教育活動が展開される中で、生徒が学び、能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた学習に主体的・自立的に取り組むことが出来るようにする。

- 学校や生徒の選択の幅を拡大するために、
- ・卒業に必要な修得単位は74単位以上
- ・必修教科・科目の最低単位数は普通科・専門学科・総

合学科いずれも31単位以上(すべての生徒に履修させる普通教科10教科の必修教科目の最低単位数)

生徒が学習内容を確実に身につけることができるようにするため、

- ・弾力的な学級編成・指導方法や指導体制の工夫による個に応じた指導の充実
- などが盛り込まれた。

④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること

- ・「総合的な学習の時間」の創設
- ・学校設定教科・科目の創設
- ・授業の1単位時間の弾力化

改訂の基本方針の下に、学習指導要領が改訂され、高等学校の教育課程においては、学校や生徒の選択幅を広げ、選択科目や学校設定科目の履修を通して、幅広く学び、生徒の興味・関心・進路希望等に応じて能力を伸ばすことのできる教育の展開を目指している。

このように、高等学校教育のねらいは“生徒が興味・関心、進路希望等に応じ、より深く高度に学んだり、より幅広く学び、それぞれの能力を十分に伸ばすこと”であると言える。

II-4 高等学校の教育計画

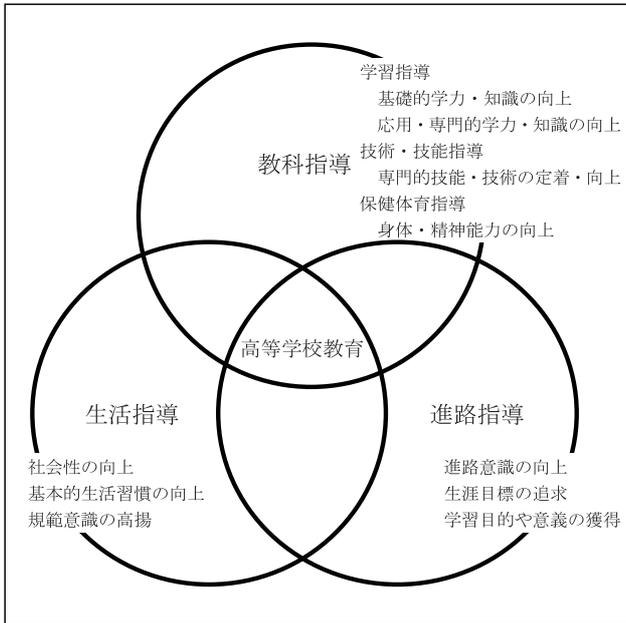
高等学校における教育指導には、教科指導、生活指導、進路指導の三つの重要な柱がある。この3つの指導領域は小中高いずれも共通したものであるが、年齢や成長段階に応じた教育指導が各学齢段階で行われている。

これらの指導は、それぞれが独立した指導領域として3ヵ年間の指導目標や計画が作成され、かつ各学年毎の指導目標・計画が立てられ教育が行われているが、これら以外の学校行事や生徒会行事等を通じて包括的な教育指導が行われ、高等学校段階で身につけさせたい・身につけておいて貰いたい社会性の育成、知識・技術の修得、身体能力や精神力の獲得のための教育指導が学校挙げての教育体制の中で行われている。

高等学校教育の3つの柱

- ①教科指導… 1) 学習指導：基礎的学力・知識の向上、応用・専門的学力・知識の向上
- 2) 技術・技能指導：専門的技術・技能の定着と向上
- 3) 保健体育指導：身体・精神能力の向上
- ②生活指導… 1) 社会性の向上
- 2) 基本的生活習慣の向上
- 3) 規範意識の高揚
- ③進路指導… 1) 進路意識の向上
- 2) 生涯目標の追求
- 3) 学習目的や意義の獲得

このように高等学校教育は、古来より重視されてきた知育・徳育・体育の3つに進路指導を加えた形で組み立てられている。



(1) 教科指導における教育計画

各学校では、教育目標を達成するための教育方針を立て、年度ごとに設定した学校目標に基づき学校全体の目標達成のための教育活動を行っている。また、教科指導分野・生活指導分野・進路指導分野・教科外指導分野の目標達成のための取り組みの内容を明示し、教育活動を行っている。

教科指導分野における3か年間の学習指導計画を示したものが教育課程表である。この教育課程表は、教科指導における教育の組み立てを示すものであるため、まず教育課程表の構成について考えてみたい。

表1：普通高等学校教育の組み立ての例

教科	1学年	2学年	3学年	合計	
必修	国語	4	4	2	10
	地歴	2	2	2	6
	公民	2		2	4
	数学	3	4	3	10
	理科	2	3	3	8
	保健体育	2	5	2	9
	芸術	2	2		4
	外国語	2	4	4	10
	家庭			4	4
	情報	2			2
必修計	普通教科・科目計	21	24	22	67
	学校設定教科・科目	2			2
	必修教科・科目計	23	24	22	69
選択	選択教科・科目				
	学校設定教科・科目				
選択計	選択教科・科目計	3	3	7	13
	合計	26	27	29	82
ホームルーム	1	1	1	3	
総合的な学習の時間	3	2		5	
総計	30	30	30	90	

各高等学校では、学習指導要領に示された教科・科目、ホームルーム活動、総合的な学習の時間の標準単位数及び標準単位数時間を満たし、且つ、各学校の定めた教育目標を達成するための教育方針に基づき教育課程表を作成している。

まずは普通高等学校及び専門高等学校の教育の組み立てのモデルを次に示す(表1および2)。

表2：専門高等学校の教育の組み立て例

教科	1学年	2学年	3学年	合計	
必修	国語	2	2	1	5
	地歴	2	2		4
	公民			2	2
	数学	3	2		5
	理科	2	2		4
	保健体育	4	4	1	9
	芸術	2			2
	外国語	3	2		5
	家庭			3	3
	普通教科・科目計	18	14	7	39
専門教科・科目計	9	13	14	36	
必修教科・科目計	27	27	21	75	
選択	普通教科・科目				
	専門教科・科目				
	学校設定教科・科目				
	選択教科・科目計	0	2	8	10
合計	27	29	29	85	
ホームルーム	1	1	1	3	
総合的な学習の時間	2			2	
総計	30	30	30	90	

備考
 1 専門科目の情報関連教科・科目をもって教科情報の教科・科目に代替
 2 課題研究をもって総合的な学習の時間に代替

(2) 生活指導における教育計画

基本的な生活習慣や生活態度を身につけ、社会生活を送る上で必要な社会的常識や規範意識の定着を図るための教育指導は、生活指導に関する教育計画の中で実施されている。

生活指導はクラス担任による個別指導や生活指導担当の教職員による集団指導のほか、学校行事やクラブ活動、授業を通して、全教職員によって行われているが、年間の教育計画は各学校で作成されている年間行事予定の中に示されている。

例1) 年間計画の中の主なもの

- 4月 新入生オリエンテーション (1年)
- 6月 交通安全講習会
- 7月 夏休み対策・交通安全実技指導
- 9月 夏休み後特別指導
- 10月 生徒指導研修会
- 12月 冬休み対策・交通安全実技指導
- 1月 冬休み後特別指導
- 2月 交通安全講習会 (3年)

(3) 進路指導における教育計画

自分自身の適性や希望を認識する中で将来の進路について考え、将来の目標を明確にすることは、高等学校段階の教育では重要である。特に、義務教育終了後の3ヵ年間は就職や進学のための準備期間であり、自己責任の重要性を自覚し、社会性を高めて独り立ちの備えをする人生の中でも重要な時期といえる。

高等学校における進路指導は、学ぶ意義や目的を生徒が自分自身の意識の中にハッキリさせ、学習意欲を高め、明確な職業や進路の目標に向かって知識・技術・技能を得るための学習に取り組む意欲と目的意識を高める上でも大切な指導である。

進路意識を高め、将来の目標を明確にさせ、自立のための道筋を自覚し、学習計画を生徒自身がたてることが出来るようにするための教育指導は、教科指導（特に授業中の教師の体験談や職業観に関する話などが生徒にとって将来目標を作るうえで大きなキッカケになっている）を通じて行われることもあるが、主としてクラス担任と進路指導部担当教員により3ヵ年間の教育指導計画が立てられ、指導が行われている。

例2) 計画的に行われる教育指導

- ① 進路指導計画に基づく指導
- ② LHRにおける指導
- ③ 総合的な学習の時間における指導
- ④ 課題研究における指導

例3) 年間計画の中の主なもの

- 4月 新入生オリエンテーション (1年)
- 6月 進路指導個人面談
- 7月 就職・進学のための個人面談 (3年)
- 8月 就職・進学のための情報開示と個人指導
- 9月 就職推薦・大学等推薦入試のための指導 (3年)
- 10月 進路説明会 (3年)
- 12月 進路説明会 (2年)
- 2月 進路適性検査 (1・2年)

Ⅲ 水産高等学校の教育計画

水産校高等学校教育の組み立ての特徴的なこととして、次の3点を挙げる事が出来る。

- ① 教科指導においては、実学を重視し、実験・実習を通して体験的に学ぶことが多い。
- ② 生活指導においては、乗船実習等の実習時の危機管理や共同作業の重要性の観点から、きめの細かい生活指導(躰指導や自己管理・自己責任・協調性重視の指導)や安全指導(規則重視・時間厳守・危機意識の涵養)が行われている。
- ③ 進路指導においては、卒業後の就職や専攻科・大学等

への進学を考え、3ヵ年完結型の進路指導(社会性やTPOを身につけさせる指導)並びに生涯学習時代に対応することの出来る目的意識や将来設計を考えさせる指導が行われている。

ここでは教科指導における水産高等学校教育の組み立てについて考えていきたい。

Ⅲ-1 学習指導要領による水産高等学校教育の組み立て

水産高等学校教育のねらいは、基本的に「高等学校学習指導要領に示された高等学校教育のねらい」(前述)と変わらない。

学習指導要領による水産高等学校教育は、普通教育に関する各教科の他に専門教育に属する教科「水産」によって組み立てられている。

(1) 各教科・科目の履修等(第3款)

- ① 必履修教科・科目:普通教科10教科(従前の8教科に新たに外国語と情報が加わる)最低合計単位数31単位以上【第3款の1】

専門教育に関する各教科・科目の履修によって、上記1の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教育に関する各教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部にかえることができること。【第3款の2(2)】

この条項があるので、水産高等学校の教育課程の編成の際には、科目「水産情報技術」の履修により教科「情報」の科目の履修に代えることが出来る。

- ② 専門学科における各教科・科目の履修:必修単位の合計が25単位以上【第3款の2】

教科「水産」に属する科目は、水産基礎、課題研究以下、新設科目のダイビングを含め20科目である。

- ③ ホームルーム活動及び総合的な学習の時間の履修:ホームルーム活動は週1単位時間以上である。総合的な学習の時間は卒業までに105ないし210単位時間を配当することになっているが、総合的な学習の時間は課題研究と一部または全部を代替が出来ることになっている。【第4款の6】

- ③ 単位の修得及び卒業の認定、授業の1単位時間等については総則に示されたとおりであり、特に変わりはない。

- ・卒業までに修得させる単位数は74単位以上
- ・学校設定教科・科目の修得単位数は併せて20単位まで卒業までに修得させる単位数に含めることが出来る
- ・授業の1単位時間は、各学校において適切に定めることとなった。

(単位の計算は1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とする標準は変わっていない)

Ⅲ-2 専門学科の教育課程編成

水産・海洋高等学校の教育課程は、学習指導要領に示された教科「水産」の各科目の標準単位数を基に各専門学科毎に編成されている。学習指導要領では標準単位数は設置者が定めることになっている（【第2款の3】）ので、神奈川県教育委員会の定めた標準単位数を次に示す。

表3：教科「水産」の各科目の標準単位数

科目名	標準単位数（神奈川県） ^注	解説書に示されている単位数
水産基礎	2～6	4 単位程度
課題研究	2～6	3～6 単位程度
総合実習	2～12	6～12 単位程度
水産情報技術	2～10	4～10 単位程度
漁業	2～7	4～7 単位程度
航海・計器	2～13	5～8 単位程度
漁船運用	2～13	6～10 単位程度
船用機関	2～14	6～12 単位程度
機械設計工作	2～8	3～6 単位程度
電気工学	2～6	4～6 単位程度
通信工学	3～14	8～14 単位程度
電気通信理論	3～12	6～12 単位程度
栽培漁業	2～12	6～12 単位程度
水産生物	2～8	3～8 単位程度
海洋環境	2～8	4～8 単位程度
操船	2～6	2～6 単位程度
水産食品製造	3～12	6～12 単位程度
水産食品管理	3～14	6～12 単位程度
水産流通	2～8	2～6 単位程度
ダイビング	2～4	2～4 単位程度

注）神奈川県教育委員会「高等学校教育課程の指針（最終まとめ）」より。

(1) 共通に履修させる科目

各学科において原則としてすべての生徒に共通に履修させる科目は、

「水産基礎」と「課題研究」である。

(2) 各分野に対応する科目（太字は中核科目）

遠洋漁業分野：「**漁業**」「航海・計器」「漁船運用」「操船」「水産流通」

海洋工学分野：「**船用機関**」「**機械設計工作**」「電気工学」「海洋環境」「操船」

情報通信分野：「**通信工学**」「**電気通信理論**」「水産情報技術」

栽培漁業分野：「**栽培漁業**」「水産生物」「海洋環境」「操船」

水産食品分野：「**水産食品製造**」「水産食品管理」「水産流通」

共通的な分野：「総合実習」「ダイビング」

Ⅳ 水産高等学校における生活指導

高等学校段階における3ヵ年間の教育指導は、間近に迫った自立のための準備期間として極めて重要である。

心と体を社会生活に対応できる状態に作り上げていく必要があるが、この人作りの成功の鍵は、本人をとりまく環

境が握っているといえる。

若者を取り巻く環境には社会、友人、学校、家庭等があるが、いずれも個々の生徒の成長に大きな影響力を持っている。どの環境要素も自立のためにプラスとマイナスの影響があり、社会や友人のマイナス要素については、一般論として、本人に口頭で指摘することができても、そのマイナス要素から本人を隔離したり、引き離すことは極めて難しい。

もしも、生徒が社会や友人関係の強い影響の中にあつて、高校生としての自覚に欠ける生活をしているような場合には、客観的に本人の状況が、どのような状況にあるかを伝え、そのことに自分で気がつき、そこから脱却できるように促す必要がある。

「自ら気づき、自らを変えることこそが、自立への第一歩」くらいに考えて、気長に指導することが大切であり、けっして、ひとつの行動パターンや目立つ性格だけで本人を決め付けることなく、成長段階の揺れ動く若者の気持ちや行動を大きく包み込み、見守りながら指導していただく心の広さや寛容さ、忍耐力が教師には求められている。

日々の生活に追われ、子供をかまわなければならない親の多い今日、幼少期から、満たされない心を、あてがわれた物によって満たさざるを得なかった「子供たちが求めているもの」は、けっして物ではないのであつて、「自分を構ってもらいたい・自分に関心を持ってもらいたいとの思い」であることを、教師を目指す者は第一に知っておいてほしいと考える。

今日の家庭の多くは、核家族・少子家庭であり、必ずしもすべての親が、親として権威を持って子供を育てているとはいえない。むしろ、我が子に甘く、親の気持ちの通りに子供が動くことを望む一方で、親として厳しい躾などできない親が多いことも事実である。

とくに、家庭における父親の存在が小さくなり、母親が躾から家事全般まですべてをこなし、しかも経済的な補いをパートやアルバイトでおこなわなければならない家庭事情にあつては、子供たちへの家庭における教育力に大きな望みを持つことは極めて難しい。

また、そのような親のもとで、幼少期から育てられてきている子供たちは、その家庭の中心に自分がいて、自分のためにすべてが回っているような感覚が育ち、極めて自己中心的な傾向が強いといえる。

このような家庭環境の中で育ってきた子供たちを、高等学校段階で一挙に変えていくことは至難のわざといえなくもない。しかし、自意識が発達し、自立への気持ちが芽生え、自己を変えたいとの思いも出つつある青年期の子供に対し、教師として、そのもてる情熱を注ぎ、目の前の生徒が、自己意識を深め、自己変革への取り組みを始めるきっかけを作ることができれば、この上ない喜びであることを第二に知っておいて欲しい。

教師と生徒の出会いの中に、運命的な出会いを感じ、限

られた3年間の人間的な付き合いの中から、生徒と教師が互いに影響し合い、それぞれが人間として向上していく、また、向上を目指す関係を大切に、生徒に接していく。このような教師としての姿勢があれば、生徒指導における多くの困難を乗り越えて、卒業後の生徒の成長や社会人として立派に大成した姿を目の当たりにして教師としての最大の喜びを獲得できると考える。

IV-1 生活指導を進める上で大切なこと

各学校においては、生活指導の基本的枠組みは、生活指導部（生徒指導部）が分掌内の会議で検討し、職員会議に諮って、年度ごとに実行に移している。

もっとも大切なことは、生徒の指導に対しては公平を期すことであり、全体で一度決めた指導方針に違反する行為に対しては、見てみぬ振りをしたり、見過ごすことがないように注意しなければならない。

生活指導の対象になる生徒の行為は、生徒の自覚の中にあることが大切であり、その行為の行なわれた背景をきちんと掴み、その原因が本人の心の中にあるのであれば、そのことを本人がわかるように指導していかねばならない。

要は、問題行動を教師としてどのように捉えるかがポイントであり、単に違反したから注意する・指導するという程度であってはならない。その問題行動を通して自己認識につなげ、自己を見直すきっかけを与え、自らを自らの意思で変える気持ちを起こさせ、心もとない気持ち・不安・自信の無さに対して、けっして一人だけで向き合っているのではないことを伝え、親や教師も常に傍らにいて見守り、励ましていることを認識できるように指導していくことが大切である。

多くの若者が、同じように歩み、社会に出て立派に独り立ちしている事実を伝える機会になり、生徒にも、自分でも自分を変えることができるという気持ちを奮い立たせる契機ともなる問題行動は、自分自身を取り戻す大きな転機でもある。

高等学校段階で、学校の枠に入りきらず、多くの問題行動を起こす若者は、人としてのエネルギーに富んでおり、一度そのエネルギーを良い方向へ向けることさえできれば、予想もできないほどの社会的活躍も夢ではないことを、卒業生の多くから知らされている教師OBとして、力説しておきたい。

先に述べたように、問題行動の捉え方が、教師としての指導姿勢に反映され、生徒の信頼を得られるかどうかが生徒指導の成功・不成功の鍵であることを忘れてはならないと考える。

IV-2 クラス担任の役割

クラス担任は、学校においては親代わりである。ある時は厳しくしかり、ある時はやさしく気持ちを受け止めることのできる存在でありたい。

全体指導と個別指導の両面を使い分けなければならないが、全体指導においては、生徒の自治的な能力を高める仕組みを、クラス経営の中で作っていくと成功する場合がある。生徒の組織化でのポイントは、指導力のある生徒・核になる生徒を如何に見つけ出すかである。

個別指導においては、まず生徒の状況（性格・家庭・クラス内・友人関係・教師との関係等）を的確に掴み、個々の生徒に応じた指導を行なうことが大切である。

生徒の気持ちを聞く場合でも、生徒が話しても大丈夫であるとの信頼関係ができていくことが大切である。そのためには、教師個人が生徒にとって人間的に信頼にたる人物であることが重要であり、日ごろからの心の持ちよう、行動様式を磨いて教師自身が人間としての向上を目指していなければ、なかなか生徒を納得させたり、信頼を得ることは難しいといえよう。教師という存在は、もっとも影響力が強いだけに、その役割を認識しておくことが肝要である。

IV-3 生徒の躰・懲戒への姿勢

生徒が高校生として、安定した心を持って生活することは、高校生活を実りある3年間にするための必須条件である。

目的を持って入学し、学ぶ意欲を高め、勉学やクラブ活動に熱中する生徒が、学校生活の中で、多くの個性に溢れた友人と共に学び、切磋琢磨して成長していく姿は好ましいものであり、良い学習環境や良い学校の雰囲気を作っていくことは教職員の責務であると考え。

様々な家庭環境・生育暦を持った生徒がひとつのクラスの中で学ぶ学校にあって、それぞれの生徒が他人への迷惑を考え、自己中心的な考えを抑え、周囲の者とも協調して生活することのできる自立心を持つことは極めて大切である。

学校全体を考え、生徒個々人がもつ多様性とのバランスを考慮しながら、どのようにして高校生あるいはその学校の生徒として許される範囲内の規制をかけるかは難しい問題ではある。だが、誰もが納得できるルール、あるいは社会生活を送る上で最低限必要な事項についてのルールは、学校全体で取り組む基本的な生活習慣を確立させるための指導や、校則違反に対して行なわれる特別指導等を通して指導する必要がある。

(1) 基本的な生活習慣の確立

その学校の生徒の一員としての自覚を持って、行動し生活していくことを指導する必要がある。また、制服を着て校門を出ればその学校の看板を背負っていくことと同じなので、各自がその自覚を持って生活するように多くの学校では指導している。

通学途上のバスの中での迷惑行為や傍若無人な行いは当然指導対象であり、学校内外での生徒の行動に注意するように指導している。このような指導は基本的な生活習慣の

確立のために必要な指導のひとつとして行なわれている。その主なものを次に示す。

- ① 挨拶：社会生活や学校生活を送る上で、「挨拶」は他人とのコミュニケーションを作るうえで重要であり、気持ちをこめて挨拶することが指導される。
- ② 時間厳守：始業時間や授業時間に遅れないことは、その日の学校生活をしっかりけじめをもって始めるために大切なことである。また、乗船実習のある水産高校においては、とくに出航時間に遅れることは船員として失格となることもあり、厳しく指導される。
- ③ 服装の徹底：制服・実習服等の徹底

(2) 特別指導

校則に違反した場合に行なわれる教育的指導が特別指導である。

学校教育法に基づき、学則には校長は生徒に懲戒を与えることができることと定められている。社会的に大きな問題となるような違反行為に対しては、学校長はこの学則に基づく懲戒を与えることがあるが、一般的には、校則違反に対しての指導としては特別指導が行なわれている。

特別指導は、担任指導、生活指導部注意、校長戒告、謹慎、退学勧告までである。違反行為に対して生活指導部が指導原案を作成し、職員会議で指導案を審議し、最終的に学校長が判断して決定される。個々の生徒の指導は全教職員の共通理解の下に行なわれることが極めて大切であるので、違反行為に対して機械的にマニュアル化した指導案だけで指導を始めることはほとんど行なわれていない。

(3) 不登校に対する指導

不登校の原因は種々あるが、本人とのコミュニケーション手段は堅持しつつ、けっして登校のみを促すことなく、気長に指導していく必要がある。

その原因は、必ずしも明確ではないが、家庭での幼少期からの親の養育姿勢等にあることが多く、登校刺激が、その苦痛を倍加させる場合もあるので、指導の際には、注意が必要である。

生徒の客観的状況を掴むために、個人面談等を行い、本人の口から不登校の理由などを聞き出すこともできないわけではないが、「なぜ」を聞くより「未来に向けての夢」を語るなど、将来へ目を向けさせる、拘りや束縛からの解放を働きかける方が良いかもしれない。

学校教育は、社会に出るためや自立のためのひとつのルールではあるが、けっして絶対的なものではないことを話してあげることにより、精神的に軽くなる場合もある。安易に学校を辞めることを勧めるわけにもいかないが、学校を離れた場合の大学への進学ルートなどを正確に情報として伝えることは、本人の選択の幅を広げる意味からも大切である。

また、あまり多い事例ではないが、精神的な疾患を疑わ

なければならない場合には、学校カウンセラーに相談したり、県の教育センター等の相談窓口への相談を保護者に勧めるなど専門的指導員へのバトンタッチをしたほうが良い。

(4) 喫煙に対する指導

高校生の喫煙に対する指導は、高校生として自覚を再確認させる上でも重要な指導と考える。高校生の喫煙が一般化している社会状況の中で、「どうして自分だけが指導されるのか」という疑問を多くの高校生が持つことが考えられるが、社会に蔓延しているから良いのではないかという考え方の間違いを指摘し、親の働きの中で高校生活が守られていることに気づかせる必要がある。

多くの親は大切にわが子を育て、高校生として何不自由なく学業を修めることができるように日夜働き、努力していること、そのような親の存在に気づかせることが、タバコの魔力や誘惑から自分を遠ざける大きなきっかけになる。教師はそのことを伝えなければならない。

たかがタバコくらいと考えず、喫煙行為から離れること、強制的なものであれ、自発的なものであれ、一定の反省期間における自己管理を徹底することができれば、そのことが、その後の自立的な生活のスタートになる。この点を重要視していく必要がある。

(5) 校内暴力に対する指導

暴力の大小を問わず、徹底的に調査を行い、事実関係を明確にし、学校を挙げて指導に取り組まなければならないのが校内暴力問題である。

取り組みの甘さは、被害生徒に対する人権侵害事案として、大きな問題になることもある。また、加害生徒が、暴力に対して甘い考えを持ち、暴力行為をエスカレートさせ、大きな人身事故につながる場合も出てくる。

個人的な喧嘩と暴力の違いは、一方的か否かにある。また、喧嘩の様相を示していても、喧嘩を装う暴力もあることに注意を向けなければならない。

すべての生活指導に共通していることであるが、事実関係を正確に掴み、適切・効果的な指導を行う必要がある。

どの学校も、暴力行為に対しては厳しい指導が行なわれており、被害生徒が、加害生徒に怯え、学校に通えなくなるような指導であってはならないが、このために、指導を甘くするようなことも避けなければならない。

加害生徒が、心から反省し、二度と暴力を振るわないように本人の反省を求めると同時に、クラス内の生徒間の関係改善や教室内の雰囲気改善に努め、クラスの生徒の団結力を高め、一緒に卒業まで頑張ろうという共通の気持ちを持たせることができるよう指導していくことが必要である。

(6) その他の指導

高等学校におけるその他の指導には、カンニングに対する指導や交通安全に対する指導等があるが、いずれも教職員の一致した意識と体制の中で指導することが肝要であり、学校内における教職員が互いに協力し、和やかな職場環境の中で教育が行われていることが、生徒の教師や学校に対する信頼を高め、問題の少ない学校・良い校風の学校を作る上で大切なことである。

V 水産高等学校における安全指導

水産高等学校は、体験的な実験・実習を取り入れた授業を展開しているため、特に生徒の事故防止には注意しなければならない。

船舶の実習においては、水中転落は最悪の場合死に結びつき、一寸した気の緩みから、手指の切断などの大事故になることもある。また、食品製造実習等においても、刃物の取扱いによる怪我や蒸気の噴射・加熱時の火傷等の危険がある。機械工作実習や電気工作実習における事故も考えられる。

実験・実習においては怪我や事故は必ず起きると考え、危険回避のための安全指導を徹底して行なわなければならない。

安全靴・実習帽・実習服の完全装備は元より、爪のチェックや手指の化膿の有無等実習項目に応じて厳格すぎると思われる位の点検を実施し、生徒には安全への心構えを教育していく必要がある。

V-1 教科指導中の事故

(1) 理科実験における事故

多くの水産科教員は理科免許状も取得している。理科も水産科も実験系の授業を伴うので、安全確保については同様に図らなければならない。

事例) 砂糖を加熱し、煮詰まった高温の砂糖液をピーカーからバットに注ぐ際、ピーカーを手から滑らし、バーナーの火を消すためにガスバーナーのコックを止めようとした生徒の手の甲に砂糖液をかけてしまい、皮膚移植を必要とするような火傷を負わせた。

この事例は高校生への実験上の注意をして行なった実験であったが、ピーカーを掴む雑巾が乾いていて滑らしたものである。実験中間の行動を注意していれば防げたものであり、生徒に注意義務があったとの判断で教師の管理上の責任は問われなかったが、加害生徒側・被害生徒側・学校の三者での協議に相当時間がかかることになった。

<事故後の対応>

- ① 氷で冷やし、病院の医師の診断を受け、処置
- ② 該当生徒の保護者への連絡
- ③ 事実の確認と県教育委員会関係部署への連絡
- ④ 保護者への対応
- ⑤ 教育委員会への事故報告書の作成

(2) 乗船実習中の事故

事例) 鮪延縄実習中、揚げ縄に指先を挟まれ、先端を切断。緊急入港、処置後空路帰国。安全には注意していたが、とっさの危機回避が遅れたために指先の切断という大怪我をした。

<事故後の対応>

- ① 実習船船長から学校への報告
- ② 県教育委員会関係部署への連絡と実習船担当職員による対応協議・臨時職員会議での報告
- ③ 実習船船長への該当生徒への対応と安全指導通達
- ④ 乗船実習中のこともあり、緊急父母会の開催：事故状況と安全指導について説明
- ⑤ 教育委員会への事故報告書の作成

このような事故事例は一部であり、多くの学校では、種々の学校事故にしばしば遭遇していると思われる。

授業中の突発的な生徒同士の喧嘩によりひざをすりむいたり、鼻血を出す程度なら、教科担当としてその場を納め、クラス担任に報告して、その後の指導を委ねることで終わらせることもできるが、授業終了後職員室への帰路、トイレ等で大喧嘩があったり、校舎の裏で凄惨な暴力行為の現場に出くわしたりした場合は、決して、自分一人の判断でことの重要性の軽重を判断してはならない。

直ちに、同僚教職員・管理職に連絡し、事後の対応を速やかに行い、適切にことを進めなければならない。

怪我等の処置を適切に行ない、被害の拡大を防ぐと共に保護者への対応を速やかに行なうと同時に学校としての対応についても、危機管理の面から万全を期さなければならない。

事故後の対応の不手際が、その後の問題解決を極めて困難にする場合もあり、事後指導を含めて、事故後の学校の速やか且つ適切な対応が重要である。

<学校としての対応>

- ① 生徒への対応：全校集会等における説明と学校長の意思表示
- ② 保護者への対応：保護者会等における説明と学校長の意思表示
- ③ 教職員への対応：職員会議における説明、共通理解の深化、学校長の意思表示
- ④ 県教育委員会への対応：事故報告と学校としての対応の協議
- ⑤ 報道機関への対応：窓口の一本化と事実関係の説明や学校長の意思表示

V-2 教員の体罰について

生活指導、安全指導に共通して注意しなければならないことがある。それは体罰に他ならない。学校教育法では、懲

戒は認められているが、体罰は許されていない。教職員が生徒を指導している過程で、生徒に体罰を加えることは、しばしば大きな問題になる。特に、体罰の結果、生徒が負傷するようなことになると保護者も生徒も納得できないことになり、報道機関や教育委員会への訴えも少なくない。体罰を行なった教師は当然のことながら懲戒処分になるので、決して体罰は行なわないとの強い意志が、教師には必要である。厳しく指導することと体罰は別であることを認識せねばならない。

VI おわりに

最後に、この水産科教育法講義録の意義について簡潔に触れておこう。I. はじめに、でも記したように本学の水産科教育法は校長職経験者が担ってきた。けれども、この講義では管理職的な観点から水産教育が論じられてきたわけではない。管理職になる以前の、教諭時代からの豊かな教育実践を土台として、その教育観が語られているのだ。

教諭時代の教育実践が、管理職として学校を運営する教育経営力を培っていたということも見逃してはなるまい。とかく教科教育法となると、教室の中での教授活動に目が向きがちになる。しかし、個々に優れた教授活動があったとしても、他の教師にも共有化できる形にならなければ、学校に進歩はない。校長は、教師たちによる教育遺産の共有化を進めることもできるはずなのだ。

大沼水産科教育法は、水産高校の教育実践から生まれた遺産を、水産科の教職を目指す学生に示してくれる場に

なったのだ。たとえば教科指導における安全という認識が、学校の枠にとらわれず、県教育委員会や保護者とかかわりにまで視野を広げてくれている。水産高校の場合、実習船の運営や実験・実習指導で大きな事故の可能性に絶えず晒されている。事故は起きることを前提にしなければならず、大事なのは起きたときに如何に行動するか、そこにこそ教師としての真髓が問われることを忘れてはいけないのだ。大沼講義録は、教育学研究者が枠にとらわれがちな教育の見方に陥ったときに、教育実践者が具体的にどのような行動していたのかを通して、生き生きとした教育場面を呼び起こしてくれる資料として重要な役割を果たしてくれるものと考えられる。

主要参考文献

- 勝木茂『水産科教育法』東京水産振興会、1998年
 神奈川県教育委員会「高等学校教育課程編成の検討(最終まとめ)」、2001年3月31日
 中谷三男『海洋教育史』成山堂、1998年
 文部科学省『高等学校学習指導要領解説総則編(平成11年12月)』2006年
 文部科学省『高等学校学習指導要領解説水産科編(平成11年12月)』2006年
 文部科学省法令研究会編『平成17年版 文部科学法令』ぎょうせい、2005年
 山本正『水産教育法』いさな書房、1959年

教科「水産」における教育の組み立てと指導法

大沼 昭彦^{*1}・中野 浩^{*2}・川下 新次郎^{*3}

- (^{*1} 東京海洋大学非常勤講師 教職課程 水産科教育法
^{*2} 東京大学大学院教育学研究科博士課程
^{*3} 東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科)

要旨： 教育学研究において高校水産教育に関する研究の蓄積は乏しい。そのような現状において、東京水産大学水産学部時代から本学で開講されている教職科目「水産科教育法」では、高校水産教育を主題とした講義がなされてきた。その講義は、代々水産高校校長職経験者によって受け継がれてきており、その講義内容には実践に基づく教育的な素材が豊かに存在していると考えられる。本稿は、現在、「水産科教育法」を担当している大沼昭彦(元神奈川県立三崎水産高校校長)の使用している講義資料を整理し、今後の教育学研究に寄与し得る資料体として提示することを目的としている。

大沼の講義では、水産教育の高校教育としての位置付けから具体的な指導場面についてまで、多様な内容を扱っている。本稿では、教育指導(教科指導の組立て、生活指導および安全指導)に関する講義内容を集約し、従前の教育学的研究に欠けていた高校水産教育に関する具体的な資料を提供したい。

キーワード： 高校水産教育、水産科指導法、生活指導、安全指導